第5の9の9の9―1③ロ④ａ表階段の項中「を超える場合」の下に「（ホームエレベーターが設けられており、又は当該階段が日常生活空間外にあり、かつ、ハ③ａからｄまでに掲げる基準に適合している場合を除く。）」を加える。

第5の9の9の9―1③く③ａに次のただし書きを加える。

ただし、回り階段の部分で次のいずれかに該当する部分については、この限りでない。

(i)　90度屈曲部分が下階の床から上３段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の角度が全て30度以上となる回り階段の部分

(ii)　90度屈曲部分が踊場から上３段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の角度が全て30度以上となる回り階段の部分

(iii)　180度屈曲部分が４段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の角度が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

第5の9の9の9―1③く③ｃのただし書きを削る。

第5の9の9の9―1③く④ａ表階段の項中「を超える場合」の下に「（③ａ(i)から(iii)までのいずれかに該当する部分を除く。）」を加える。

第5の9の9の9―1④ホ①ａ表階段の項中「を超える場合」の下に「（③ａ(i)から(iii)までのいずれかに該当する部分を除く。）」を加える。

第5の10の10の10―1③イ及び同ロ中「すべて」を「全て」に改める。

第5の11の11の11―1②ロ②中「すべて」を「全て」に改める。

第5の11の11の11―1③ロ①中「すべて」を「全て」に改める。

別記第1号様式―1及び第1号様式―2中

「

温熱環境に関こするとと	省エネルギー対策等級	断熱構造とする部分	1）部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）部材相互の構成方法及び接合方法 3）その他必要な事項			
		開口部	1）建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）付属部材の種類、寸法及び位置 3）その他必要な事項			

」を

「

温熱環境・エネルギー消費量に関こするとと	断熱等性能等級	断熱構造とする部分	1）部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）部材相互の構成方法及び接合方法 3）その他必要な事項			
		開口部	1）建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）付属部材の種類、寸法及び位置 3）その他必要な事項			

」

	一次エネルギー消費量等級	断熱構造とする部分	1）部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）部材相互の構成方法及び接合方法 3）その他必要な事項			
		開口部	1）建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）付属部材の種類、寸法及び位置 3）その他必要な事項			
		設備	1）設備の種類、性能・品質及び位置 2）その他必要な事項			

」に改める。

別記第2号様式―1及び第2号様式―2中

「

温熱環境に関こするとと	省エネルギー対策等級	断熱構造とする部分	1）部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）部材相互の構成方法及び接合方法 3）その他必要な事項			
		開口部	1）建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）付属部材の種類、寸法及び位置 3）その他必要な事項			

」を

「

温熱環境・エネルギー消費量に関こするとと	断熱等性能等級	断熱構造とする部分	1）部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）部材相互の構成方法及び接合方法 3）その他必要な事項			
		開口部	1）建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）付属部材の種類、寸法及び位置 3）その他必要な事項			

」